

実施許諾契約書

株式会社アイラッシュ・ビューティー・ジャパン（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）とは、甲が有している特許権について、以下に定めるとおり実施許諾契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、以下の用語は次の定義に従うものとする。

- (1) 「本件役務」とは、本件特許を使用して乙が提供する一切の役務及びその一部をいう。
- (2) 「本件特許」とは、本件製品に関して甲が所有している次の特許をいう。
特許番号 日本特許第6130571号
発明の名称 まつげエクステンション用人工毛の装着方法
- (3) 「改良技術」とは、本件役務に関する効果的な知識、情報、技術資料、技法、行程、製法、技巧等を含むあらゆる開発、改良、発明であつて、本件特許と同一の目的を達するものをいう。

第2条（通常実施権の許諾）

- 1 甲は、乙に対し、本件特許について通常実施権を許諾する。
- 2 前項において許諾された実施権は、第三者に再実施させる権利を含まない。

第3条（実施許諾の範囲）

前条の実施権の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地域 日本国内
- (2) 内容 役務提供
- (3) その他条件
ア 乙は、本件特許を実施して本件役務を提供するに際して、甲の指定する商材（以下、指定商材という）を用いなければならない。本契約における指定商材は、次のとおりとする。

エクステンションについての指定商材「longue durée」
グルーについての指定商材「Lock500mPa.s」

- イ 本件特許を実施して本件役務を提供する乙に属する従業員（役員、嘱託、臨時雇用労働者、派遣労働者を含む。以下同じ。）の人数は、上限なしとする。
- ウ イに定める本件特許を実施する乙に属する従業員は、誓約書を提出し、また、本件特許を実施する際に甲の指定する認定バッジを着用しなければならない。
- エ イに定める本件特許を実施していた乙に属する従業員が乙を退職した場合において、乙は、甲に対し、当該退職者の退職を報告するとともに、当該退職者に対し、速やかに認定バッジの返還を求め、これを回収しなければならない。
- オ 乙は、甲に対し、本件特許を実施して本件役務を提供する乙に属する従業員が作成した誓約書が真正に作成されたものであることを保証する。
- カ 乙は、本件特許を実施して本件役務を提供する従業員が3名に達するまでは、他の乙に属する従業員に対し、ウに定める条件により、本件役務を提供させることができる。

第4条（特許の表示、商品名の呼称）

- 1 乙は、その提供・実施する本件役務、その包装及びカタログ、その他乙の実施に必要な媒体に合理的な方法で本件特許の特許番号を表記するものとする。
- 2 乙は、本件特許の実施にあたり、本件役務の名称を「Perfect Lash」と呼称するものとし、その他の名称は理由の如何を問わず使用してはならない。

第5条（許諾外行為の禁止）

- 1 乙は、第3条、第4条に基づき許諾する範囲内でのみ本件役務を提供、実施するものとし、本契約の定める条件に反して本件役務を提供してはならない。
- 2 乙は、前項に違反した場合には違約金として金100万円¹の支払義務を負うとともに、本契約の解除原因となることを認める。

第6条（実施料等）

- 1 本契約第2条に基づく実施権許諾の対価として、乙は甲に対し、次の契約金、認定バッジ代金を支払う。支払方法は特段の定めがない限り、乙は、甲に代金引換にて支払いをする。
 - (1) 契約金（イニシャル・ペイメント）
甲の主催するセミナーの受講料をもってこれに充てる。
 - (2) 実施料
設定しない。
 - (3) 認定バッジ代金
第3条（3）ウ及びエに定める認定バッジ代金として認定バッジ1枚当たり金500円（消費税別途）を支払う。
 - (4) 同一の会社での1店舗追加料
1店舗につきディプロマ代として金3万円²（消費税別途）を支払う。
ただし、受講者が技術講習を行うものとする。
- 2 本契約に基づき乙から甲に支払われた契約金、認定バッジ代金は、理由の如何を問わず、甲はこれを乙に返還しない。

第7条（第三者に対する実施許諾）

乙は、甲の書面による事前の承諾なしに本契約に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡（実施の事業とともにする場合も含む）し、または担保に供してはならない。

第8条（免責）

甲は、本契約に基づく本件役務の提供・実施から生ずる乙のいかなる損害についても法律上及び契約上の一切の責任を負わない。

第9条（特許権侵害の排除）

- 1 乙は、第三者が本発明に関する特許を受ける権利または特許権を侵害しあるいは侵害するおそれがある事実を知ったときは、遅滞なくその旨を甲に対して通告する。この場合、乙の要求があったときは、甲は当該侵害の予防または排除に必要なかつ適切な措置をとるものとする。
- 2 乙は、前項に基づき甲がなした費用の負担をする。

第10条（秘密保持義務）

乙は、本契約期間中及び本契約終了後において、本契約に基づき甲から提供された一切の技術情報をいかなる第三者にも開示してはならない。但し、以下の技術情報は除く。

- (1) 甲から提供されたときにすでに公知であったもの。
- (2) 甲から提供された後、乙の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの
- (3) 甲から提供される前に乙が自ら開発し、または第三者から入手していたもの

第11条（基本的技術の変更、追加の禁止）

- 1 本契約に基づき乙が実施する本件発明の基本的技術については、甲が指定する基本的技術基準に適合することを要する。但し、当該基本的技術基準は、本件発明の効用を確保するために合理的に必要な範囲で定められるものとする。

2 乙は、乙に属する従業員（役員、嘱託、臨時雇用労働者、派遣労働者を含む）が本件発明に関連して改良技術を開発した場合には、速やかに乙に属する従業員が当該改良技術を独自に開発したことについて、甲の確認を得なければならない。

但し、本件発明がすでに公知となり、かつ甲から提供された秘密保持義務の範囲に属する技術情報と関連のないものはこの限りでない。

3 前項の確認を得ないで、乙が改良技術を用いて製造した製品は、契約製品とみなし、実施料の対象となるものとする。

第12条（契約の解除）

第3条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、甲は書面による通知をもって、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約金、認定バッジ代金の支払いを遅滞した場合において、甲の書面による催告後2週間以内に支払いをしないとき
- (2) 乙が本契約に基づくその他の義務に違反した場合において、甲の催告書到達後2週間以内に当該違反を治癒しないとき
- (3) 乙について、自己もしくは第三者により破産、民事再生、会社整理、会社更生の申立がなされ、または特別精算の手続が開始されたとき
- (4) 乙の財産について、他の債権者から強制執行、仮差押え、仮処分の執行または競売の申立がなされたとき
- (5) 乙の財産について、税の滞納処分がなされたとき
- (6) 乙が手形、小切手を不渡りにする等、支払不能状態に至り、またはその虞があると認められるとき
- (7) その他上記各号の一に準ずる事由があるとき

第13条（契約終了後の措置）

契約の解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、乙は直ちに、本件役務の提供を中止し、本契約に基づき甲から乙に供給された一切の技術情報及び認定バッジ、ディプロマ、本契約書、誓約書のすべてを甲に返還するものとする。

ディプロマおよび認定バッジを紛失した場合、金5万円（消費税別途）の支払義務を負うこととする。

第14条（契約条項の変更）

本契約の変更は、両当事者の正当な権限を有する者が記名捺印した書面によってなすものとする。

第15条（分離条項）

本契約のいずれかの条項の無効は、他の条項の効力になんらの影響を及ぼさない。

第16条（裁判管轄の合意）

本契約に関する訴訟は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第17条（規定なき事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合には、両当事者誠意をもって協議のうえ、これを処理するのを原則とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 所在地 東京都渋谷区渋谷2-5-1ステップ青山4F
会社名 株式会社アイラッシュ・ビューティ・ジャパン 印
代表者 代表取締役 大須賀 明美

(乙) 美容所登録 〚
所在地

美容所登録番号

商号

会社名

代表取締役

受講者名

印

印

印

解約手続きや住所変更などその他のお問い合わせはこちら

住所: 〒400-0043 山梨県甲府市国母7-9-40

メール: academy@ebj-pl.com

電話: 055-225-3273